建築士の仕事の範囲及び構造計算の必要な建物・規模

建築士でなければ設計または工事監理できない範囲

構造		鉄筋コンクリート造、 鉄骨造、石造、煉瓦造、 コンクリートプロック造 無筋コンクリートプロック造			造、	下記の高さの構造			
高さ・階数	階数= 1	階数= 2	階数= 3	高さ		i、軒高 3	9 m	高さ > 13m	軒高 > 9 m
延べ面積 (m²)	P白女X= I	А	В	階数	2	階数	3	В	В
0	資格要求なし (誰でもよい)			資格要素 (誰でも					
30									
100	1 級建築士、2 級 建築士、木造建築士		1 級建築士、 2 級建築士						
200				2階以上又は200㎡超 B					
300									
500 B								1級建築士	
1000 以上		J	-ula ot 0		5610				

- 注1) 印部分で、学校・病院・劇場・映画館・観覧場・公会堂・集会場(オーディトリアムの無いものを除く)・百貨店の場合は、1級建築士に限ります。
- 注2) 構造計算の必要な建物は、A及びBの欄です。

構造計算の上記範囲は概略ですので、改めて専門の設計事務所にご確認ください。

А	仕様規定(簡易計算法) 耐久性等関係規定 + 限界耐力計算など 耐久性等関係規定 + 大臣認定	いずれか
В	仕様規定 + 許容応力度計算法(ルート 1) (略計) と同じ (略計) と同じ	いずれか
В	仕様規定 + 許容応力度計算法(ルート 2) (略計) と同じ (略計) と同じ	いずれか
В	仕様規定 + 許容応力度計算法(ルート3) (略計) と同じ (略計) と同じ	いずれか

高さ60mを超える建築物は国土交通大臣が定める基準に従った計算